

令和7年度第3回宮城県保健環境センター評価委員会 —機関評価—

日時：令和7年12月17日（水）

午前9時から午前10時30分まで

場所：保健環境センター大会議室

次 第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）審議事項

ア 評価委員会の公開の可否について

イ 令和7年度宮城県保健環境センター機関評価答申（案）について

（2）その他

4 閉会

【配付資料】

資料1	令和7年度宮城県保健環境センター機関評価答申の取りまとめ方法について
資料2	宮城県保健環境センター機関評価答申（案）
資料3	機関評価票集約表
参考資料1	保健環境センター評価委員会条例
参考資料2	Web会議システムを利用した会議への出席の取扱いに関する規程
参考資料3	保健環境センター評価委員会傍聴要領

令和7年度第3回宮城県保健環境センター評価委員会 出席者名簿

評価委員

(五十音順 敬称略)

氏名	所属・職名	専門分野	備考
木村 ふみ子	尚絅学院大学総合人間科学系健康栄養部門教授	分析化学	欠席
菰田 俊一	宮城大学食産業学群フードマネジメント学類教授	食品	
斉藤 繭子	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授	微生物	
佐藤 信俊	特定非営利活動法人エコワーク実践塾理事長	環境	
村田 功	東北大学大学院環境科学研究科先端環境創成学専攻准教授	大気環境	副委員長
柳沼 梢	尚絅学院大学総合人間科学系健康栄養部門准教授	公衆衛生	
山田 一裕	東北工業大学工学部環境応用化学科教授	水環境	委員長

宮城県

所属	職	氏名
保健環境センター	所長	横田 浩志
	研究管理監兼水環境部長	吉岡 信幸
	副所長兼企画総務部長	相澤 亮子
	副所長兼大気環境部長	千田 恵
	微生物部長	長船 達也
	生活化学部長	川端 淑子
環境生活部環境対策課	技術補佐	赤崎 千香子
	技術主任主査	山岸 佑輔

事務局（保健環境センター）

所属	職	氏名
企画総務部	次長（企画総務班長）	織野 輝彦
	研究員	千葉 さくら

令和7年度宮城県保健環境センター機関評価答申の取りまとめ方法について

I 答申のとりまとめ方法

(1) 評価項目

1 県民や社会のニーズへの対応

- (1) 運営方針は、県民や社会的ニーズに対応しているか
- (2) 調査研究方針は、県民や社会的ニーズに対応しているか

2 組織運営体制

- (1) 組織体制や職員数は適切か
- (2) 組織運営上、予算の確保は適切か
- (3) 施設及び設備の設置・保守管理状況は適切か
- (4) 人材育成は適切に行われているか
- (5) 安全管理体制は適切か
- (6) 健康危機管理体制は適切か
- (7) 精度管理は適切に行われているか
- (8) 評価体制は適切か
- (9) 倫理審査体制は適切か

3 主要事業

- (1) 行政検査やモニタリング等は適切に行われているか
- (2) 情報発信及び普及啓発は適切に行われているか
- (3) 環境情報センター・気候変動適応センターの運営は適切に行われているか

4 調査研究

- (1) 調査研究は適切に行われているか

5 前回答申された評価結果に基づいて講じた措置

(2) 評価基準

委員は評価項目ごとに下表の評価基準に従い評価を行い、大項目ごとに全委員の評価を集計・平均した値を評価点とし、評価委員会の評価とした。

評価基準 (評価点)	
5 (4.5 以上)	適切である
4 (3.5 以上 4.5 未満)	概ね適切である
3 (2.5 以上 3.5 未満)	一部に課題あり
2 (1.5 以上 2.5 未満)	見直し必要
1 (1.5 未満)	判断できない

(3) 意見・助言等の取扱い

資料3「機関評価票集約表」記載の「意見・助言等」について整理し、資料2「宮城県保健環境センター機関評価答申（案）」の意見・助言等に記載した。

なお、委員の意見等について、内容的に、委員が記載した評価項目と異なる項目への記載が適切と考えられるものについては、該当する評価項目へ移した。

2 今後の流れ（機関評価）

	期日／期限	項目	内容
1	R7.12.17	第3回評価委員会	・機関評価答申(案)について（審議） ・取りまとめ方法の決定 ・答申（案）の検討
2	～R7.12月下旬	機関評価答申（最終案）調製	・第3回評価委員会の審議内容を基に、事務局において最終案を調製
3	～R8.1月上旬	機関評価答申（最終案）確認	・委員会として最終案を確認
4	同上	機関評価答申	・委員会から知事あて ・事務局から各委員あてにも答申を送付し、答申完了の旨を報告
5	答申後～ R8.2月末	機関評価答申への対応方針の策定	・センターで対応方針（案）を作成し、県の関係各課室で構成する「連絡調整会議」（2月上旬開催予定）での検討を踏まえ、対応方針を策定 ・各委員へ報告・公表
6	R8.4.1～	業務及び運営の実施	・機関評価答申及び対応方針に基づき、業務及び運営を実施

宮城県保健環境センター
機 関 評 価 答 申

(案)

令和 年 月 日

宮城県保健環境センター評価委員会

目 次

1	宮城県保健環境センター評価委員会開催状況	1
2	評価委員	1
3	評価方法	2
4	評価結果	3

1 宮城県保健環境センター評価委員会（機関評価）開催状況

(1) 令和7年度 第2回評価委員会

令和7年10月22日（水） 午後1時から午後4時30分まで

宮城県保健環境センター大会議室及びオンライン（Webex）

(2) 令和7年度 第3回評価委員会

令和7年12月17日（水） 午前9時から午前●●時●●分まで

宮城県保健環境センター大会議室

2 宮城県保健環境センター評価委員会委員（任期：令和9年9月30日まで 50音順）

	氏 名	所 属 ・ 職 名
1	木村 ふみ子	尚絅学院大学総合人間科学系健康栄養部門教授
2	菰田 俊一	宮城大学食産業学群フードマネジメント学類教授
3	斉藤 繭子	東北大学大学院医学系研究科微生物学分野教授
4	佐藤 信俊	特定非営利活動法人エコワーク実践塾理事長
○ 5	村田 功	東北大学大学院環境科学研究科先端環境創成学専攻准教授
6	柳沼 梢	尚絅学院大学総合人間科学系健康栄養部門准教授
◎ 7	山田 一裕	東北工業大学工学部環境応用化学学科教授

◎：委員長 ○：副委員長

3 評価方法

令和7年度第2回宮城県保健環境センター評価委員会において、保健環境センターが機関評価調書等に基づき説明し、質疑を行いました。

各委員は、説明及び質疑を基に、機関評価票により評価を行い、第3回評価委員会において、当該評価結果をとりまとめた機関評価答申（案）について審議を行いました。

機関評価答申における評価項目及び評価基準は、次のとおりです。

○評価項目

1 県民や社会のニーズへの対応

- (1) 運営方針は、県民や社会的ニーズに対応しているか
- (2) 調査研究方針は、県民や社会的ニーズに対応しているか

2 組織運営体制

- (1) 組織体制や職員数は適切か
- (2) 組織運営上、予算の確保は適切か
- (3) 施設及び設備の設置・保守管理状況は適切か
- (4) 人材育成は適切に行われているか
- (5) 安全管理体制は適切か
- (6) 健康危機管理体制は適切か
- (7) 精度管理は適切に行われているか
- (8) 評価体制は適切か
- (9) 倫理審査体制は適切か

3 主要事業

- (1) 行政検査やモニタリング等は適切に行われているか
- (2) 情報発信及び普及啓発は適切に行われているか
- (3) 環境情報センター・気候変動適応センターの運営は適切に行われているか

4 調査研究

- (1) 調査研究は適切に行われているか

5 前回答申された評価結果に基づいて講じた措置

○評価基準

委員は評価項目ごとに下表の評価基準に従い評価を行い、大項目ごとに全委員の評価を集計・平均した値を評価点とし、評価委員会の評価とした。

5 (4.5 以上)	適切である
4 (3.5 以上 4.5 未満)	概ね適切である
3 (2.5 以上 3.5 未満)	一部に課題あり
2 (1.5 以上 2.5 未満)	見直し必要
1 (1.5 未満)	判断できない

() は評価点

4 評価結果

Ⅰ 県民や社会のニーズへの対応

【評価】

評価項目	平均／ 5点
(1)運営方針は、県民や社会的ニーズに対応しているか	4.5
(2)調査研究方針は、県民や社会的ニーズに対応しているか	4.7
評価点	4.6

項目点数別委員数 (人)

5	4	3	2	1
4	3	0	0	0
5	2	0	0	0

適切である

【意見・助言等】

- ① 県民の健康に資する検査業務等を着実にを行うとともに、将来の検査法を先取りした先見性のある調査研究を実施するなど、社会的ニーズに応えながら保健衛生及び環境保全に係る県の中核施設としての役割を十分に果たしている。
- ② 運営方針には、県民ニーズに基づく試験検査の実施や成果の普及を基本目標に掲げ、効率的な運営、業績評価、行政課題への提案、健康危機管理体制の確保に取り組み、顕在化しているニーズや潜在的なニーズの的確な把握及び解決策や対応策の速やかな立案・提案、成果の迅速な公表・活用など、社会的ニーズに合致した内容となっている。また、業務の推進方向については、基礎データの収集、緊急時対応、先端技術の導入、高度な分析技術の確立など、信頼性確保と迅速な対応の両立が図られており、今後もこの方向性で進めていただきたい。
- ③ 調査研究については、検査対象物質の多様化や方法の複雑化に対応し、新たな調査研究に積極的に取り組んでいる。引き続き、アウトブレイクや健康被害を見据えたモニタリング、県内の課題に応じた優先的な研究の推進を期待する。
- ④ 県民や社会のニーズを把握するために、センターの業務内容等が県民に認知される必要がある。今後は、ニーズの効果的な把握及び集約の方法についても検討する必要がある。
- ⑤ 環境保全分野においては公害問題への対処のみならず、開発行為による景観悪化や生物多様性などの課題もある。こうした県民の関心が高い課題についても、センターとしてどのように情報発信できるかを検討していただきたい。

2 組織運営体制

【評価】

項目点数別委員数 (人)

評価項目	平均/ 5点	5	4	3	2	1
(1)組織体制や職員数は適切か	3.4	0	3	4	0	0
(2)組織運営上、予算の確保は適切か	4.0	0	7	0	0	0
(3)施設及び設備の設置・保守管理状況は適切か	4.1	1	6	0	0	0
(4)人材育成は適切に行われているか	3.8	0	6	1	0	0
(5)安全管理体制は適切か	4.7	5	2	0	0	0
(6)健康危機管理体制は適切か	4.7	5	2	0	0	0
(7)精度管理は適切に行われているか	4.7	5	2	0	0	0
(8)評価体制は適切か	4.5	4	3	0	0	0
(9)倫理審査体制は適切か	4.8	6	1	0	0	0
評価点	4.3	概ね適切である				

【意見・助言等】

- ① 事業規模を勘案すると、少人数で対応されている印象を受けた。職員に過度な負担がかからないよう、必要に応じて、もう少し余裕を持った人員配置がなされることが望ましい。また、職員の約半数が51歳以上を占めることから将来の技術継承に配慮した人員計画が課題である。今後は、長期的な人員計画に基づき、若手職員の育成や専門的技術の継続的な維持を図るとともに、感染症対策の専門性を実践的に養う長期研修への派遣など、健康危機発生時の対応力も養っておく必要がある。
- ② 学会及び講習会への参加やOJTによる技術継承など、人材育成への取組は適切であり評価できる。また、各部が様々な表彰を受けていることは、センター業務の取組や学術的な価値が適正に認められたものと受け止めている。今後は、センター業務の魅力等の庁内外への発信や、資格等の取得支援、業績表彰など、職員の意欲向上や達成感を高める仕組みについても検討いただきたい。
- ③ 予算については、申請可能な外部資金が少ない中で努力している。引き続き、科学研究費を含め、外部資金の獲得を積極的に目指していただきたい。
- ④ 設備面については、大型機器のリースへの移行により、最新機器を適切な保守管理体制のもとで効率的に活用しており、コスト面でも評価できる。今後さらに、検査及び分析業務の一部外部委託なども含め、機器整備費とその運用に係る人員配置の最適なバランスを検討することが望まれる。
- ⑤ 倫理審査委員会の設置により、研究対象に柔軟に取り組めるようになったことは評価できる。審査において課題・改善があったものについては、確認が必要である。一方、評価制度については、負担軽減や改善効果を考慮し、機関評価の周期や方法の見直しを検討してもよいのではないかと。

3 主要事業

【評価】

評価項目	平均／ 5点
(1)行政検査やモニタリング等は適切に行われているか	4.7
(2)情報発信及び普及啓発は適切に行われているか	4.2
(3)環境情報センター・気候変動適応センターの運営は適切に行われているか	3.8
評価点	4.2

項目点数別委員数 (人)

5	4	3	2	1
5	2	0	0	0
2	5	0	0	0
1	4	2	0	0

概ね適切である

【意見・助言等】

- ① 行政検査やモニタリング業務は十分に対応できており、引き続き着実な実施を望む。なお、温暖化の進行により、今後も環境中の細菌による感染リスクの増加が懸念され、旅館や入浴施設に加え、冷却塔や噴水に起因するレジオネラ症の発生事例が報告されていることから、これらの施設でのモニタリングの実態や方針について示していただきたい。
- ② 学術誌への投稿や講演会・年報での発信も積極的に行われていることは高く評価できる。引き続き積極的な投稿を行うとともに、若手職員への論文執筆指導もお願いしたい。また、センターの業務や成果を県民に広く認知してもらうとともに、県民がこれらの成果を身近に活用する機会を拡大するため、SNSや出前講座等による情報発信を積極的に行い、県民からの意見収集にもつなげていくことが望ましい。発信に当たっては、グラフや図表を活用した視覚的に理解しやすい構成や表現方法の工夫のほか、高校の課題研究活動等に関心を持ってもらえるような取組も必要ではないか。
- ③ 出前講座や環境学習教室など、多くの情報発信や普及啓発の取組が進められていることは、県民の意識の向上に寄与していると評価できる。一方で、環境情報センターについては、休日開館の実施や外部委託の活用など、県民がより利用しやすく親しみやすい施設運営の工夫が望まれる。また、情報の浸透度や発信力には改善の余地があり、今後は、感染症や食中毒、残留農薬などの身近な情報の追加も検討いただきたい。気候変動適応センターについては、関係機関と共同した情報発信や県民や事業者の適応策につながるような支援の在り方について検討いただきたい。

4 調査研究

【評価】

項目点数別委員数 (人)

評価項目	平均／ 5点
(1) 調査研究は適切に行われているか	4.4
評価点	4.4

5	4	3	2	1
3	4	0	0	0

概ね適切である

【意見・助言等】

- ① センターの調査研究は、社会的ニーズを的確に捉え、対象となる課題に必要な土台を事前に整えておくことについて成果を上げている。共同研究も活発に進められており、職員の技能向上等に寄与し、重要な役割を果たしている。また、センター主催の研究発表会の演題数が減少傾向にあるが、研究や分析技術の維持・向上に必要な洞察力は、日常業務の中で微細な変化を見出す過程により培われるものであることから、今後は、原則として全職員が発表を目指して取り組むよう指導いただきたい。
- ② 体制面においては、内部及び外部評価や限られた時間及び資源を有効に活用し、効率的に運営されている。定常的な分析作業や長期にわたる継続的な測定など相当な業務量がある中で、各分野で高度な内容や先端的な手法を導入しており、十分に評価できる取組状況であることから、過度に高度な成果を求める必要性については、慎重に検討されたい。
- ③ 研究計画には対象食品・環境検体の採取場所及び先行研究の知見を明示し、専門外の評価者にも研究背景が分かる内容とすることが望まれる。また、外部研究機関の有識者への相談体制を整えることで、より費用対効果の高い有意義な研究が可能となると思われる。
- ④ 調査研究の成果が県の制度等の改正や仕組みづくり、情報発信、意識啓発にどのように結びついたかを整理・報告できれば、センターの研究活動の社会的価値がより認識できるようになると思われる。

5 前回答申された評価結果に基づいて講じた措置

【評価】

評価項目	平均／ 5点
(前回答申された評価結果に基づいて講じた措置)	4.4
評価点	4.4

項目点数別委員数 (人)

5	4	3	2	1
3	4	0	0	0

概ね適切である

【意見・助言等】

- ① 厳しい状況のなか、できる限りの対応策を検討し、十分に対応されている。
様々な指摘事項や改善要求については、現場の努力に依存するだけではなく、組織として中長期的な支援体制や計画的な資源配分が必要であり、各方面と調整を図りながら進めていただきたい。
特に人員配置については、若手職員の割合が低いことから、計画的な配置を望む。また、短期間の異動が若手・中堅職員の離職の一員になることも懸念されるため、業務の特性に応じた在籍期間の延長を強く要望すべきである。
- ② 前回の指摘を踏まえ、ソフト面での計画的な対応に加え、機器の長期リースや共同研究先との連携など、限られた条件下でも柔軟かつ工夫を凝らした対応が進められ、安定的かつ効率的な運用体制の確保に努めている点は高く評価できる。今後は、機器の長期リース対応に伴い想定される予算の削減効果も明らかにしておくことが望まれる。
- ③ セミナーでの講演や学会・論文発表、インターンの受け入れなど、専門知識の提供のための取組を継続しつつ、センターで実施可能な学習テーマ等の動画コンテンツなど、新たな情報発信手法を検討されたい。また、情報発信が県民の関心の喚起につながっているかが評価できるようなモニタリングが必要である。

機関評価票集約表

I 県民や社会のニーズへの対応

【評価】

	木村 委員	菰田 委員	斉藤 委員	佐藤 委員	村田 委員	柳沼 委員	山田 委員
(1) 運営方針は、県民や社会的ニーズに対応しているか	5	5	5	4	4	5	4
(2) 調査研究方針は、県民や社会的ニーズに対応しているか	5	5	5	4	5	5	4

【意見・助言等】

木村委員	・運営方針の一番に県民ニーズの把握に基づく試験検査の実施と成果の普及を掲げており、この目的達成のため、効率的な運営、外部評価を含む業績評価の実施、行政課題の解決等の提案、危機管理体制の確保をあげている。これらはセンターの目的および運営方針は社会的ニーズと合致していると言える。
菰田委員	・運営方針については、顕在化しているニーズおよび潜在的なニーズを的確に把握し、それに対する解決策や対応策を速やかに立案・提案すること、さらに成果を迅速に公表・活用することなど、いずれも適切な内容となっている。 ・業務の推進方向については、感染症や食中毒、環境を含む有害物質、保健衛生に関連する分野を中心に、基礎的なデータの収集や緊急対応、先端技術の導入や分析技術の高度化、各種データの適切な取り扱いや精度管理など、信頼性を確保しつつ、必要に応じて迅速に対応できる体制が整えられており、この方向性で今後も進めていただきたい。
斉藤委員	・検査対象物質の多様化、検査方法の複雑化が進む中で新しい研究調査に取り組み研鑽を積むことに勤めている。引き続き、アウトブレイクや健康被害を見据えたモニタリング、宮城県における課題について優先順位を吟味した調査研究を行っていただきたい。
佐藤委員	・「概ね適切である」と思われる。しかし、「県民や社会的なニーズ」をどのような方法で集約するかについても検討しておく必要があります。 ・県民の声を聞くためには、まずセンターの業務内容等が県民に認知される必要があります。 ・したがって、業務の成果を SNS や出前講座等で発信するとともに、県民からの意見収集（ニーズ）に繋がる工夫が欲しい。
村田委員	・基本的には県民の健康に資する検査業務等を着実にやり、調査研究においても将来の検査法を先取りしたようなものも含めた先見性のある研究を行っており、社会的ニーズに応えている。 ・人員の配置に関しては、前回よりは若干よくなったようだが引き続き改善して欲しい。 ・情報発信についてはもう少し積極的にできるのではないかな。
柳沼委員	－
山田委員	・保健衛生及び環境保全に係わる、県の中核施設として運営されており、その役割を十分果たしていると思います。一方で、「環境保全」にはかつての公害問題への対処の他、最近の話題でもある開発行為による景観の悪化や生物多様性の課題などもあります。センターで調査・研究として賄えるにも限りはあるものの、県民にとっても関心の高

	い環境問題に対してセンターからどのように情報発信ができるのかも検討していただきたい。
--	--

2 組織運営体制

【評価】

	木村 委員	菰田 委員	斉藤 委員	佐藤 委員	村田 委員	柳沼 委員	山田 委員
(1) 組織体制や職員数は適切か	4	3	3	4	3	4	3
(2) 組織運営上、予算の確保は適切か	4	4	4	4	4	4	4
(3) 施設及び設備の設置・保守管理状況は適切か	4	5	4	4	4	4	4
(4) 人材育成は適切に行われているか	4	4	3	4	4	4	4
(5) 安全管理体制は適切か	4	5	5	4	5	5	5
(6) 健康危機管理体制は適切か	5	4	5	4	5	5	5
(7) 精度管理は適切に行われているか	5	5	5	4	5	5	4
(8) 評価体制は適切か	5	4	5	4	5	5	4
(9) 倫理審査体制は適切か	5	5	5	4	5	5	5

【意見・助言等】

木村委員	・設備の保守関係では、大型機器類のリースへの移行が進んでおり、最新の機器を適切なメンテナンス体制のもとで効率的に活用できている点は、コストパフォーマンスの面でも評価できる。 ・人員配置に関しては、在籍年数11年から20年の中堅職員の構成割合が6.9ポイント増加しており、専門技術を有する中堅職員の定着が進んでいる点は評価できる。一方で、51歳以上の技術職員が半数以上を占めていることから、技術の継承に配慮した人員計画の策定が今後の課題となる。
菰田委員	・事業規模を勘案すると、少人数で対応されている印象を受けた。各担当者に過度な負担がかかっていないことを願うが、必要に応じて、もう少し余裕を持った人員配置がなされるとより望ましいと感じた。 ・年齢構成については、特段の理由がない限り、あまり偏りがいい方が望ましい印象を受けた。
斉藤委員	・1) 倫理委員会の設定により、行政調査以外の研究対象について柔軟に取り組めるようになったことは評価に値する。 ・2) 若手人材の不足や任期の関係で人材を派遣することは困難であると予想されるものの、JHIS-国立感染症研究所で行っている実地疫学専門家養成コースへの派遣は自治体におけるアウトブレイク調査に対応したものであることから引き続き派遣を検討していただきたい。
佐藤委員	・現在の職員数、予算の状況下における組織体制については、いずれも絶対的な評価は困難であるが、「概ね適切である」と思われる。 ・しかし、危機発生時の対応結果で評価されることから、センターとして日常のモニタリング検査や行政検査、調査研究等を通じて研究職員の総合的な対応力を養っておく必要がある。 ・分析技術やテクニク等については、各種の学会や講習会への参加研修は適切に行われていると思われる。特に、グループ編成によるOJTなど職員数や人事異動を考慮した技術継承等への対策は評価したい。 ・一方、職務に対するやる気や誇りを育むための支援が期待される。例えば、業務に関する各種個人資格や学位取得、測定機器取扱に係る認定や業績に対する所属長表彰な

	ど、職員のやる気や達成感を引き出すための仕組みについて検討されたい。
村田委員	・(1)(4)中堅職員の比率が上昇しているのはよい傾向かと思うが、機器操作等に専門知識や習熟が必要な業務については、効率を考えると5-10年配置換えのないメンバーも置けるような体制を実現すべき。51歳以上が約半数を占める点はあまり改善しておらず、将来の技術継承を考えると不安が残る。人事に関してはすぐには改善は進まないで、ぜひ10年先を見据えた長期的な目標・計画を立てて欲しい。 ・(2)申請可能な外部資金が少ない中で努力している。 ・(8)評価項目の簡素化など省力化も進めつつ、指摘内容には可能なものは迅速に対応するなど有効に働いている。機関評価については改善に時間のかかるものもあるため、現行の3年を5年程度に延ばす検討をしてもよいのではないかな。
柳沼委員	・(1)および(4)については、現代の若い世代の就職へのニーズや、就職後の状況を鑑みると、職員の年齢に偏りが生じるのはやむを得ない。中堅職員に負担がかかってしまうが、今後も若手職員の指導・育成に努めていただくようお願いしたい。 ・(2)については、科学研究費を含め、外部資金の獲得を積極的に目指していただきたい。
山田委員	・機関評価を3年に1度の頻度で実施しているが、事務的な業務負担の軽減も睨んで、3年の1度「一括評価」から「部分評価」にでも設定して、評価による改善効果が現れることが見込める年数、例えば6年に1度でも良いように考える。 ・40歳までの職員が少ないことから、技術を要する業務の継続について心配である。センター業務の魅力ややりがいについて庁内外での発信をお願いしたい。 ・各部がさまざまな機関・団体から表彰を受けていることは、センター業務の取り組みや学術的な価値が適正に認められていると受け止めている。 ・倫理審査において、3年間で5件の実施においてどのような課題・改善があったのかどうか、確認が必要。 ・「施設及び設備の設置・保守管理状況」と「人員配置・人材育成」の課題を考えると、定常の検査・分析業務の一部外部委託も検討に値する。整備すべき機器の購入・維持管理費とその運用のための人員配置のバランスが最適かどうか、さらに検討願いたい。

3 主要事業

【評価】

	木村 委員	菰田 委員	斉藤 委員	佐藤 委員	村田 委員	柳沼 委員	山田 委員
(1) 行政検査やモニタリング等は適切に行われているか	5	5	4	4	5	5	5
(2) 情報発信及び普及啓発は適切に行われているか	5	4	5	4	4	4	4
(3) 環境情報センター・気候変動適応センターの運営は適切に行われているか	4	4	5	3	4	4	3

【意見・助言等】

木村委員	・学術誌への投稿を含む外部への情報発信が進んでおり、高く評価できる。 ・環境学習教室の運営など環境情報センター・気候変動適応センターも盛んに行われており、本センターの県民ニーズの反映の目的と合致している。 ・Web サイトの閲覧数も着実に伸びており、昨今の高校生による探究活動など、県民の環境への関心を深めることに貢献できていると推察される。 ・これをふまえ、県民がセンターに気軽に訪問できる態勢の構築が望まれる。
菰田委員	・行政検査およびモニタリングについては、十分に対応できている印象を受けた。今後も引き続き、事業を着実に進めていただきたい。 ・環境情報センター・気候変動適応センターおよび情報発信については、積極的に取り組まれている印象を受けた。一方で、一般県民を含めて県内外への浸透度については、なお改善の余地があると感じられる。活動内容自体は十分であるため、今後も継続して取り組んでいただきたい。
斉藤委員	・1) 温暖化に伴い今後も環境中の細菌による感染リスクが増加すると思われます。レジオネラ等の環境水のモニタリングについては、旅館や入浴施設に加えて冷却塔、噴水等事例が生じており検査が推奨されているところ、モニタリングの実態や方針について教えてください。
佐藤委員	・(1)、(2)については、「概ね適切である」と思われる。 ・特に、出前講座や夏休みの「環境学習教室」など多くの情報発信・普及啓発が行われていることは評価したい。 ・(3)しかし、一方、環境情報センター・気候変動適応センターについては、休日等の開館が困難な状況にあることから、通年では必ずしも十分に活用されているとは言えない。今後は、環境情報のみならず感染症や食中毒、食品添加物や残留農薬などの身近な情報も追加し、保健環境センター全体の情報発信施設として活用するよう名称変更も含め検討されたい。また、施設の利用拡大を図るため、外部委託による管理・運営（一部広報啓発事業も含め）等も含め、県民が親しみ易く利用しやすい施設として、休日等の運営について検討されたい。
村田委員	・(2)論文などへの成果の公表は積極的に行っていてよい。講演会等はオンラインの活用で参加者が増えているのはよいが、ホームページでの情報発信はもう少し工夫の余地がありそう。基本的に文字ばかりの印象で、視覚的に理解しやすいグラフや図にたどり着くまでに数回クリックする必要がある手間がかかる。 ・(3)開館日が平日のみだが、例えば月1回でもいいので土曜開館日を設けるなどを検討してはどうか。気候変動適応センターについては、そもそも「適応」がどういうもの

	で自分たちに何ができるのかが県民にはあまり伝わっていないのではないかと思います。一方で、農業試験場や水産試験場では品種改良等の対応が行われている。こういうところと情報交換はしているとのことだが、共有した情報を共同で発信するといったことは行っているか？
柳沼委員	・(2)については、引き続き、学術雑誌への投稿を積極的に行っていただきたい。あわせて、論文執筆の若手職員への指導もお願いしたい。 ・(3)については、環境情報センターがより県民が利用しやすくなるように、運営方法の見直しを検討していただきたい。
山田委員	・学会発表や投稿論文において、水環境部からの発表が3年間無いのは残念である。 ・気候変動適応センターの活動がまだ見受けられない状況である。県民はもちろん、とくに企業による適応策（品種改良や防災技術の開発など）が望まれるところでもあり、県内企業などとの意見交換や支援のあり方について検討いただきたい。 ・センターによる研究成果を年報や発表会で適宜発信していただいている。しかしながら、その情報（成果）を県民に利用してもらうための工夫もお願いしたい。例えば、昨今の高校では地域課題について調べたり、研究したりする課題研究活動がおこなわれている。その題材に当センターの研究成果が引用されたり、関連テーマについて興味関心を持ってもらうなどの働きかけも必要ではないかと考える。

4 調査研究

【評価】

	木村 委員	菰田 委員	斉藤 委員	佐藤 委員	村田 委員	柳沼 委員	山田 委員
(1) 調査研究は適切に行われているか	5	5	4	4	5	4	4

【意見・助言等】

木村委員	・綿密な内部・外部評価に基づき、調査研究の効率的な運営に活用されている。共同研究も活発に進められている。
菰田委員	・各分野において高度な内容や先端的な手法を導入し、十分に活動されている印象を受けた。また、定常的な分析作業や長期にわたる継続的な測定など、表面には現れにくい業務についても、相当な業務量があると感じられる。現在の取り組み状況は十分に評価できる内容であり、過度に高度な成果を求める必要性については、慎重に検討されたい。あわせて、外部の専門的な研究機関等との役割分担についても、検討いただきたい。
斉藤委員	・1) 限られた時間と資源を有効に使って進められている。 ・2) 専門外である評価委員にも研究背景が分かるよう、基盤となる先行研究の知見を計画書に含めるようにしていただきたい。特に比較的多い新しい機器や検査方法の実用化においては、既報があると思われますので評価の際に参考になります。 ・3) 研究計画においては対象とする食品、環境検体の採取場所や検体数の根拠についても記述するように努めていただきたい。
佐藤委員	・外部評価委員会で評価対象となる課題研究については、概ね適切であると思われる。一方、センター主催の研究発表会の演題数は減少する傾向が見られる。研究や分析技術の維持向上に欠かせない洞察力は、日常業務の中から微細な変化を見出す力として養われることから、研究発表会では原則全員発表を目指して取り組むよう指導されたい。
村田委員	・共同研究には特別な予算はないとのことだが、比較的实施数も多く職員の技能向上等にも役立っているなど重要な役割を果たしている。きちんと予算措置をしてもいいのではないかな。
柳沼委員	・外部の研究機関の有識者に、研究計画の立案段階から相談できる体制があれば、より費用対効果の高い有意義な研究を行うことができると考えられる。
山田委員	・センターによる調査研究は、社会ニーズを的確に捉えて実施され、センターとして対象となる課題に必要な業務を事前に整えておくための成果を挙げている、との認識である。一方で、その成果が、県の制度や条例の改正、仕組みづくり、情報発信・意識啓発としてどのように繋がっていったのか、の流れも把握（報告としての整理）できれば、その価値をもっと認識しやすい。

5 前回答申された評価結果に基づいて講じた措置

【評価】

木村委員	菰田委員	斉藤委員	佐藤委員	村田委員	柳沼委員	山田委員
5	5	5	4	4	4	4

【意見・助言等】

木村委員	・前回答申で指摘された内容については、とくにソフト面に対処可能な点に計画的な対応がなされており、ハード面や人員配置についても制約のあるなか、可能な限りの対応が進められている。特に機器類については、長期リースの活用や共同研究先からの協力を得るなど、限られた条件の中でも柔軟かつ工夫を凝らした対応がなされており、安定的かつ効率的な運用体制の確保に努めている点は高く評価できる。一方で、こうした現場の努力に依存するだけでなく、組織としての中長期的な支援体制や計画的な資源配分の検討が、今後の持続的な質の向上に向けて求められる。
菰田委員	・調書等を確認する限り、十分に対応されている印象を受けた。さまざまな指摘事項や改善要求がある中で、すぐには実施が難しい内容についても、中長期的な視点からより理想的な形を目指し、各方面と調整を図りながら進めていただきたい。
斉藤委員	・各地で人材不足が進行する中、他機関との連携を強めて情報収集や技術習得を積極的に行なっていることが伺える。セミナーでの講演や学会・論文発表、インターンの受け入れなど専門知識の提供も引き続き推進していただきたい。
佐藤委員	・その他⑤の一般公開について、セキュリティー上実施しないとのことであるが、センターの運営方針では「県民や社会のニーズへの対応」としていることから、県民のニーズを把握する効果的な方法等について検討されたい。
村田委員	・若手・中堅の技術者の離職が多い一因として、短期間での移動が多いことが挙げられるのではないかと（アンケート等で要因を把握しているか？）業務の特性に応じて在籍期間を延長することで離職を防げるのであれば、是非強く要望すべきである。
柳沼委員	・厳しい状況のなか、できる限りの対応策を検討し、講じていると思われる。
山田委員	・「県民や社会のニーズへの対応」において、県民への情報発信については、さまざま取り組まれてきていると思うが、一方的な発信ではなく、どのような関心を喚起できているのか、についても評価できるようなモニタリングが必要である。 ・「施設・設備の保有状況」において、各機関の分析機器リストを作成して、相互利用できる体制を構築されたのはすばらしい。 ・「施設・設備の保有状況」において、機器の更新に照らして、長期リース対応された機器が増えているのは評価できる。ただし、その結果、想定される予算の削減効果も明らかにしておいたほうが良い。 ・「保健・環境教育及び技術指導」について、センターで実施できる学習テーマや調査技法などの動画コンテンツを作成して、あるいは何かのイベント動画を再利用するなどして、積極的にYouTubeで公開するなどの発信もされると良い。 ・「人員配置」について、検討されてきているとは受け取っているが、それでも現状の若手職員の割合が低い。センターへの計画的な配置を望む。

平成十七年宮城県条例第四十三号
保健環境センター評価委員会条例

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、宮城県保健環境センターの試験研究業務及び運営について知事が自ら行う評価に関し調査審議するため、宮城県保健環境センター評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第三条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第五条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(以下 略)

令和4年8月26日
保健環境センター評価委員会決定令和4年度第1号

Web会議システムを利用した会議への出席の取扱いに関する規程

保健環境センター評価委員会条例（平成17年宮城県条例第43号。以下「条例」という。）第5条の規定により、Web会議システムを利用した保健環境センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）に係る運営に関し、以下のとおり定めるものとする。

（Web会議システム利用の可否）

- 1 委員長が必要と認めるときは、委員は、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して委員会に出席することができる。

（出席の取扱い）

- 2 Web会議システムによる出席は、条例第4条第2項及び第3項に規定する出席として取り扱うものとする。Web会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができる時も同様とする。

（退席の取扱い）

- 3 Web会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該Web会議システムを利用する委員は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

（Web会議に出席する場合に確保すべき環境）

- 4 Web会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

（会議の非公開に関する取扱い）

- 5 審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成11年6月18日県情公第42号総務部長通知）第4条により会議が非公開で行われる場合は、委員以外の者に視聴させてはならない。

附 則

この規程は、令和4年8月26日から施行する。

保健環境センター評価委員会傍聴要領

1 傍聴する場合の手続

傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員長の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (3) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議の支障となる行為をしないでください。

3 会議の秩序の維持

傍聴者が2の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

(参考)

○情報公開条例（平成１１年３月１２日 宮城県条例第１０号） 抄

（会議の公開）

第十九条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であつて当該会議の構成員の三分の二以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- 一 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- 二 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

○審議会等の会議の公開に関する事務取扱要領（抄）

（審議会等の会議の一部公開又は非公開の決定）

第４ 審議会等は、条例第１９条の規定に基づき、会議の全部又は一部を非公開とする旨を決定することができる。この場合において、審議会等は、次回以降の会議で審議する事項等に応じて、その都度当該決定を変更することができる。

（審議会等の公開の方法）

- 第５ 審議会等の会議の公開は、県民等が容易に審議会等の審議等の過程を知ることができるよう、希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- ２ 審議会等は、あらかじめ傍聴定員を定め、それに対応する傍聴席を設けるものとする。傍聴席には、原則として椅子と机を用意することとするが、会場の状況等によりやむを得ない場合は、椅子のみとすることができる。
 - ３ 審議会等は、会場に、その名称を明示するものとする。
 - ４ 審議会等は、原則として、傍聴席とは別に記者席を設けるものとする。
 - ５ 傍聴席の定員は、１０人以上とするが、審議会等の長が、審議内容等の関心が高いと判断した場合には、適宜増員に努めなければならない。
 - ６ 傍聴者及び記者に対しては、原則として会議資料と同様のものを配布するものとする。
 - ７ 審議会等は、傍聴要領を定めた上、秩序の維持に努めなければならない。
なお、傍聴要領は、別紙２の傍聴要領例を参考として定めるものとする。
 - ８ 審議会等は、報道機関の取材に対して配慮するものとする。

（審議会等の傍聴の手続）

- 第６ 審議会等の傍聴の手続は、次に掲げる各号に準じて、当該審議会等の判断により決定するものとする。
- (１) 傍聴は、先着順に定員に達するまで認めることとするが、定員を超えて傍聴希望者があるときは、可能な範囲で傍聴を認めるよう努めること。
 - (２) 審議会等が適当と認める場合は、事前に抽選により傍聴者を決めることができるものとする。
 - (３) 傍聴の受付は、原則として、会議開催当日、会場において会議開催の３０分前から行うものとする。
 - (４) 審議会等は、第５第７項により定めた傍聴要領を、会場の見やすい場所に掲示するものとする。
 - (５) 会議において、傍聴者が写真撮影、録画、録音等を行うことを認めるかどうかについては、当該審議会等の判断によるものとする。